

海外  
論文 &  
レポート

# イタリアの経験:協同組合法 改正の諸問題とチャンス

Mauro Iengo/Legacoop Italy オスロ 2003.9.1

訳出 島村 博(協同労働法制化市民会議)

私の報告を20分に凝縮することはこのほかに困難です。私がイタリア人だからだ、というだけではありません。総じて話題が複雑だからです。よって、論点の総てに触れるものではありません。イタリアで協同組合に何が生じているのか、その概観を皆さんに示す項目を選択する他はありません。

イタリアの協同組合陣営は、すでに6,7年も前から協同組合立法の変更を必要としていました。

事実、レガコープは、1996年に協同組合立法の改正を思索し始めました。すでにその年には協同組合の新しい法定基準を創造する必要があったのです。

当該の基準問題は、イタリアでは、協同組合に限らず、総てのタイプの会社に関係するものでした。

立法改革のプロセスは1998年にイタリア国会が承認した法律を皮切りとしますが、それは上場会社に関係するだけです。

この法律の重要性は大変なものです。主に1942年の立法により規律されてきた会社の全面改革を射程に納めた最初の第一歩であったからです。当然のことですが、42年法は会社が現在必要とするものに対応するものではありませんし、会社が世界市場で効果的に競争することを許すものではありませんで

た。

ここ数年来のいきさつからすれば、会社法改正はイタリアの政党すべてにとって共通のテーマであり、左翼政党にとっても右翼政党にとってもそうです。実際、法案審査委員会による長期の徹底した検討を経て当時の中道左派政府は会社法改正案を起案し国会に上程しました。

この法案は、政府が協同組合法を含め会社法の徹底した改革に着手する一般的原則及び基準を内容とするものです。

協同組合にかかわる法案の主たる項目は、

1. 低い投資という歴史的問題を克服するために財政資金を調達する協同組合の能力を改善すること
2. 組合員の参加、理事会の役割及び内部監査機関の役割に格別留意して協同組合統治を改善すること
3. 明らかに法律の枠内のことであるが定款作成の自由をもっともてるように協同組合それぞれの自治を広げること

というものでした。

残念ながら、中道左派政府の議院任期は終了し、法案を審議し承認する時間はありませんでした。

新しい中道右派政府は同一の法案を採用し、再び上程しました。

だが、院内の審議は、全体として、協同組合原則に関しては、原案とは著しく、かつ、相当に異なる変更をもたらすものでした。この法律が採択されたのは2001年のことです。

国会が導入した変更は協同組合陣営にとって肯定できるものではなく、特に以下の二つの項目からそれは言えます。

1. 憲法で承認される協同組合と承認されない協同組合との区分
2. 協同組合が通常会社になる可能性。この可能性は先の法律の下では許されませんでした。協同組合の相互扶助原則は利潤目的に変更されてはならなかったからです。

特に、承認される協同組合と承認されない協同組合という上記の区別は、相互扶助の優越性<sup>(1 訳注)</sup>という特殊な要件に基づくものです。

この要件は、協同組合は、承認された協同組合という資格を取得するには、組合員との取引を優越させなければならない、というものです。この資格に、協同組合が一定の租税優遇措置から利益を得る可能性が結びつきます。

しかし、協同組合陣営は、院内審議の結論にあまた疑念を抱いています。主要な疑念とは

- a) 差別を受けることなく、相互扶助、社会的役割、営利の不在により特徴づけられる協同組合の総てを保護する憲法の不正確な解釈
- b) 協同組合が承認される協同組合になると望むときに、非組合員との関係がいつそう制限されること
- c) 租税上での扱いにかぎらず協同組合モデルの枠組み(協同組合の多くの項目は、協同組合が承認された協同組合であるかど

うかによって別の規範で統治されることになる)に関するも協同組合に亀裂をもたらす危険というものです。

法律の承認後直ちに、政府は司法副大臣 Vietti氏を長として、2001年法で確定された原則を参照して会社法の徹底した改正案を起案する法曹専門委員会を選任しました。この委員会の作業は2002年いっぱい継続しました。その結論は国会の特別委員会で審査され、最後は政府が審査をしていますが、2003年法で採択されました。

協同組合陣営の提出した疑念と警告は、新法を書上げるうえでVietti委員会により真摯に考慮されました。事実、我々の疑念のすべてに安心を与えるものとはなっていないものの、同委員会の結論は2001年法に存するありうべき否定的な影響を削減するものでした。

第一に、憲法により順応して、委員会は、憲法で承認される協同組合に関するより適切な定義を個別具体化し、憲法で承認される協同組合(という文言)を「相互扶助の優越する協同組合」(という文言)に置き換えています。

第二に、協同組合すべてについて、特に、協同組合統治、償還制度、協同組合と組合員との関係に関し共通の規則を起案しています。最後に、ほんの少しの規則が、それぞれに、相互扶助が優越する協同組合、そうではない協同組合に関係します。

そうではあるにして相互扶助の優越する協同組合の要件は間違っていると確信し続けています。それは協同組合の相互扶助を評価できるものではないからです。Vietti委員会は同一の要件を正確に定義したと言いたにしてもです。

事実、各々の協同組合は、典型的な相互扶助の交換（例えば労働者協同組合については、従事組合員のコストは非組合員被用者のコストよりも高くして当然である。消費者協同組合では組合員の購入価格は非組合員のそれよりも高くして当然である等々）に関する客観的基準を使って要件に合致しているかのチェックを行うはめになるでしょう。

私たちは、相互扶助が優越する協同組合の資格を得るには、協同組合は定款で伝統的なイタリアの相互扶助の規則（配当制限、協同組合の事業中及び解散時における積立金分配の禁止、新しい協同組合を設立するために使われる独立の相互扶助基金への持分[equity]の配分）を掲げる必要のあることを想起せざるをえません。

よって、租税優遇措置を受けるには協同組合は当該の優越性の要件及び上記の相互扶助規則を有するものでなければなりません。

だが、相互扶助の優越しない協同組合が租税上の利益を受けられないのかと言えば、全くそのとおりである、というわけではありません。事実、2002年法も、これら協同組合が若干の租税上の利益を受ける権利があると規定しています。その利益とは

1. 協同組合が選択して、法定積立金(剰余の30%)に繰り入れた剰余を非課税とする
2. 組合員が組合資本への出資を増加させることに向ける償還部分についての租税優遇措置
3. 組合債への利子に関する租税制度の維持です。

この改正も協同組合に関するイタリア立法の以前の傾向を確認する、と言うことは可能です。事実、新しい立法は相互扶助の観念を全く規定せず、そのかわりに、協同組合

が考慮に入れるときに、協同組合相互扶助の協同組合とみなされる特殊の要件(上述の相互扶助の優越性及び相互扶助の規則)を予告<sup>(2)</sup>することを望むものだったからです。いずれにしても、Vietti委員会の努力は重要でした。協同組合に関連するほぼすべての規範をたった一つの法律に収めたからです。わたし達は、この成果が協同組合の文化についての知識を向上させ、促進するものとなることを期待しています。

周知のように、協同組合は低い投資という問題を歴史的に抱えています。Vietti委員会は、この問題を解決する上で、私会社 [= 営利会社] と同一の資金調達手段を利用する協同組合の可能性に焦点を当て<sup>(3)</sup> ようとしました。

これが何を意味するかといえば、すべての協同組合が(したがって相互扶助が優越する協同組合も)増資のために共通の資金調達手段を役立てることができるようになる、ということです。こういった手段の利用は協同組合の選択ということになります。事実、協同組合は、これを役立てることを望むのであれば、定款に規定しなければなりません。同一の定款で、持分を統治する規定と資金調達手段の保有にリンクする管理権を掲げなければならなくなります。

すでに述べたように、2003年法は協同組合の定款作成における自治を向上させました。事実、法律は多くの法的事項に関して協同組合の選択に委ね、そのうちのあるものは協同組合モデルを定義するうえできわめて重要です。

例として、相互扶助の優越する協同組合資格をそうではないものに変更するために、相互扶助の規則を改正する可能性が挙げられます。組合員になろうとする者を保護す

る関連手続 総会によるありうべき関与に焦点をあてるものですが(事実、組合員になろうとする者の要求に基づいてその申し込みを決定するために総会が開催されうる)を含む新しい組合員の加入基準定義、訓練及び将来の完全メンバーとなる機会を認めるために通常組合員の権利義務とは異なるそれぞれの権利義務を有する特別な組合員カテゴリーの導入、第二<sup>(4)</sup>水準での協同組合における、相互扶助の交換に基づき組合資本への参加に基づくものではない1票以上の表決権を授与する可能性、最後に、償還に利子を付する基準の定義といったものが挙げられます。

ご案内いただけただことと思いますが、協同組合法の改正はpros and consです。後者に関しては、相互扶助が優越しない協同組合について普通会社に転換する可能性に関する規則も存在します。

2003年法が、この転換をより困難で厄介なものにする重大な障害を予告している<sup>(5)</sup>というのは本当です。特に、協同組合が転換を決定するにしても、2003年法は、当該の協同組合は上記の相互扶助基金にすべての持分を配分しなければならない、と規定しています。こういった障碍にもかかわらず、改正点は、フランスで生じたように、協同組合に関する規範上での破口を疑いもなくこじ開けています。協同組合陣営のすべては、手続き上での[formal]阻止が十分なものではないということに留意しつつ、この問題に立ち向かう任務を掲げることになるでしょう。わたし達が確信していることは、もっとも迫真に迫り、かつ、もっとも効果的な反発が協同組合の文化、根本的な価値を保全し拡大することになる、というものです。こういった目標は協同組合における組

合員の役割を強化し、組合員の社会的経済的ニードを満足させ、組合員を協同組合のガバナンスに引き入れることにより、概して成就されうるものです。

歴史が示していることは、協同組合はイタリアの経済及び社会において重要な役割を果たしてきた企業である、ということです。

今後私たちはこの役割を強化し確証しなければなりません。どの協同組合もこの成功に貢献する責任と価値を持つことになるでしょう。

### (訳注)

- <sup>1</sup> 組合—組合員関係における内部的取引が全体の取引高において優越するという。したがって、社会的協同組合のように第三者取引が優越する傾向のある協同組合にとっては不当な、古典的組合観に立脚する規制となる。
- <sup>2</sup> forecast、予告する、とあるが、focus:焦点を当てる、の誤記の可能性がある。
- <sup>3</sup> forecastとあるが、focus:焦点を当てる、の誤記と判断する。
- <sup>4</sup> a level two coopとあるが、a level second coopと読む。
- <sup>5</sup> forecast、予告する、とあるが、focus:焦点を当てる、いずれもがありうる。